

市・道民 所得 税の申告をしましょう

今年も市・道民税と所得税の申告の時期になりました。例年どおり市・道民税と所得税の申告を市コミセン多目的ホールと東公民館にて行います。持参していただくものは、例年の確定申告と同様となっておりますので、日程を確認の上、申告にお越しください。

ご存じですか？ 市・道民税の申告は生活に直結しています！

市・道民税の申告によって国民健康保険や後期高齢者医療保険、介護保険、児童扶養手当等の額が決定されますので、申告をされないことにより税や保険料が高くなってしまったり、医療費の助成が受けられなかったりするなどの場合がありますので、必ず市役所にて申告を行ってください。

公的年金収入が400万円以下の方

公的年金収入が400万円以下の方で、公的年金等以外の所得が20万円以下の方は、所得税の確定申告は不要となりましたが、市・道民税の申告をしなかった方の所得控除は「公的年金源泉徴収票」の記載内容のみになります。その他の控除(扶養控除や医療費控除等)については申告をする事で受けられるため、申告をされないと市・道民税が高く計算される場合がありますので、確定申告が不要となった方でも市役所にて市・道民税の申告を行ってください。

■ 受付時間

▶ 午前の部 8時30分～11時30分 ▶ 午後の部 13時～16時
 ◎ 8時30分前及び11時30分～13時の時間帯は受付できませんので、ご了承ください。

お問合せ・ご相談
 税務課市税係
 ☎32-2219

■ 指定地域

▶ 混雑をさけるため、なるべく指定する期日にご申告ください。
 ▶ 東公民館での相談日【3月1日(日)～6日(金)】は、市役所での受付けはできません。

■ 日曜受付

▶ 期 日 2月22日(日) 市コミセン多目的ホール
 3月1日(日) 東公民館(茂尻支所)
 ▶ 受付時間 午前の部：8時30分～11時30分
 午後の部：13時～16時

申 告 日 程

期 日	指 定 地 域	会 場	期 日	指 定 地 域	会 場
2月10日(火)	収入のない方	市 コ ミ セ ン 多 目 的 ホ ール	3月1日(日)	市内全域 ※日曜受付	東公民館(茂尻支所) ※市役所での受付はできません
2月12日(木)	障害年金を受給されている方		3月2日(月)	平岸新光町、平岸西町、平岸桂町、平岸東町	
2月13日(金)	遺族年金を受給されている方		3月3日(火)	平岸曙町、平岸仲町、平岸南町	
2月16日(月)	大町、東大町、日の出町		3月4日(水)	茂尻中央町、茂尻本町、百戸町、エルム町	
2月17日(火)	錦町、本町		3月5日(木)	茂尻春日町、茂尻新春日町、茂尻新町、茂尻栄町	
2月18日(水)	泉町、美園町		3月6日(金)	茂尻元町、茂尻旭町、茂尻宮下町	
2月19日(木)	豊栄町		3月9日(月)	若木町南、若木町北	市 コ ミ セ ン ホ ール
2月20日(金)	宮下町		3月10日(火)	東文京町、西豊里町、東豊里町	
2月22日(日)	市内全域 ※日曜受付		3月11日(水)	西文京町、北文京町	
2月23日(月)	桜木町、豊丘町、字豊里		3月12日(木)		
2月24日(火)	住友地区全域、赤間1・2・3区		3月13日(金)	市内全域	
2月25日(水)	若木町東、若木町西		3月16日(月)		
2月26日(木)	昭和町、幸町				
2月27日(金)	幌岡町、共和町、住吉町				

申告をしなければならぬ方

- 1 営業、農業を営んでいる方
 - 2 年金、恩給等を受けている方
(各種年金各種恩給が該当します)
 - 3 配当、地代、家賃、報酬(外交)、雑所得、一時所得などがある方
 - 4 平成26年中の給与の収入金額が2千万円を超える方
 - 5 給与所得者で平成26年12月31日まで退職した方や、2力以上で勤務された方で、年末調整ができなかった方、地代や家賃などの所得のある方は、少額であっても申告をしなければなりません。
 - 6 所得がない方であっても国民健康保険、後期高齢者(長寿)医療保険に加入されている方
 - 7 65歳以上の方(介護保険料算定のため必要です。)
 - 8 児童扶養手当を受給されている方
 - 9 重度心身障がい者医療、ひとり親家庭等医療、乳幼児等医療などの医療費の助成を受けている方
- ※ただし、滝川税務署や郵送、またはe-TAX等にて確定申告をされた方は、市役所での市・道民税の申告は必要ありません。

申告にあたってのお願い

■例年、混雑により待ち時間が長くなると予想されます。そのため不動産譲渡所得(土地建物の売買)、配当所得(外貨等)、株式譲渡所得(株式の取引)の方は、直接滝川税務署にて申告をしていただきますよう、ご協力をお願いします。

■確定申告会場内でのコピーは行いません。申告時に必要とされる添付書類(源泉徴収票・領収書等)は、事前にコピー等されてから申告されますようご協力をお願いします。

申告に持参するもの

- 印鑑(所得税の納税で口座振替を希望する場合は、その印鑑)
- 給与、年金、報酬のある方は、平成26年中の収入を示す資料(源泉徴収票等)
- 営業、不動産貸付の収入がある方は、売上げ及び必要経費に関する資料
- 平成26年中に支払った社会保険料、国民年金保険料、生命・損害・地震保険料の控除証明書または、領収書、医療費、国民健康保険税・後期高齢者(長寿)医療保険料・介護保険料の領収書、障がい手帳(身体・療育・精神)
- 預貯金口座番号のわかるメモ等

医療費控除の申告

あなた自身やご家族が病気やケガなどのため支払った医療費がある時は、次の算式により計算した金額を医療費控除として所得から差し引くことができます。なお、この控除を受けるには、必ず確定申告をしなければなりません。(会社等で言う年末調整ではできません)

$$\text{その年に支払った医療費} - \text{保険などで補てんされる額} = A - \text{10万円または所得の5\%} = \text{医療費控除額}$$

(どちらか少ない方) (最高200万円)

医療費控除の申告に必要な書類

- 医療費を支払った領収書
領収書は、受診された方ごとに、且つ支払い先ごとに分けて計算し合計額を明確にしてください。
- 通院費がわかるメモ等
対象となるのは、公共の交通機関のみで、通院費、片道料金を整理した上でご相談ください。(ただし、医師の指示によりタクシー等を利用した場合は領収書をご持参ください。)
- 特定保健指導に係る領収書等(該当者のみ)
 - ・特定保健指導を実施された機関から発行される領収書(自己負担分のみ)
 - ・当該特定保健指導に係る特定保健審査の領収書(自己負担分のみ)
 - ・当該特定保健指導に係る証明書等

注意事項

(次の費用は医療費になりません)

- 医師等に対する謝礼
- 健康診断、美容整形の費用
- 疾病予防、健康増進などのための医薬品や健康食品の購入費
- 親族等に支払う療養上の世話の費用
- 治療を受けるために直接必要としない近視・遠視のためのメガネや補聴器の購入費
- 通院のための自家用車のガソリン代、分べん等のための帰省に係る交通費

特定保健指導とは

特定保健審査(メタボリックシンドロームに着目し、発症リスクを抑えることを目的とした健診)の結果、高血圧症、脂質異常症、糖尿病等と同等の状態である方に対し行われる保健指導(積極的支援により行われるものに限る。)

寄付金控除について

寄附金控除の適用を受けるには、前年中(1月1日~12月31日)に支払った寄附金について、所得税の確定申告または市・道民税の申告が必要となります。申告には、寄附先の団体などから交付された寄附金の受領証や領収書など、寄附を行ったことを証明できる書類が必要となります。なお、受領証等は申告される方が寄附者として記載されているものに限りです。

復興特別所得税について

平成25年から平成49年までの各年分については、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することとされており、各年分の基準所得税額に2.1%の税率を乗じて計算します。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得については源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税が併せて徴収されています。

記帳・帳簿等の保存制度について

平成26年1月より、事業所得、不動産所得又は山林所得がある全ての方について、記帳と帳簿書類の保存が必要とされています。なお、この記帳・帳簿書類の保存制度につきましても、所得税及び復興特別所得税の申告が必要ない方も対象となります。

詳細は、国税庁ホームページ<http://www.nta.go.jp>をご覧ください。滝川税務署 ☎22-2191までお問合せください。(お電話では、自動音声に従い「2」をお選びください)